

下水道事業受益者負担金 Q&A (岩手県久慈市)

下水道が整備されると、生活排水を下水道に流すことができるほか、トイレを水洗化することができ、下水道がない地域と比べて快適で住みやすい生活ができるようになります。

下水道の整備に必要なお金は、そのほとんどが国からの補助金や税金でまかなわれますが、一部は**受益者(下水道が整備された区域の土地の所有者)の皆様から、その土地の所有面積に応じて、整備に必要なお金を負担**していただいております。

この受益者の皆様から負担していただくお金のことを「**下水道事業受益者負担金**」といいます。

【1. 負担金の額】

負担金の額は**1㎡当たり390円**です(1坪当たり約1,287円)。例えば330㎡(約100坪)の土地にかかる負担金は、

$$330 \text{ m}^2 \times 390 \text{ 円} = 128,700 \text{ 円} \quad \text{となります。}$$

新しく負担金がかかることになった区域は、その年の4月1日に**供用開始(下水道につながることができる区域として決めること)**をし、その後市役所から新しく受益者となった皆様に文書でお知らせをしています。

なお、それぞれの土地に負担金がかかるのは1回限りです。

Q1 土地の面積で負担金を決めるのはなぜですか？

A1 負担金の額はそれぞれの市町村で決め方が異なりますが、久慈市と同じように1㎡当たりの金額を決めている場合が多いです。土地は基本的に面積が変わらず無くなることもないことから、土地の面積を基準とすることとし、**市議会で議決された市の条例で「1㎡当たり390円」と定めています。**

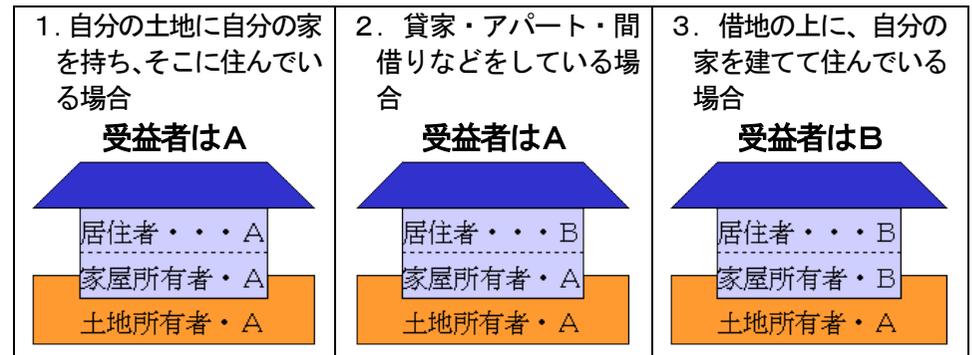
【2. 受益者の決定】

供用開始から受益者の決定までの概ねの流れを、時系列で説明します。

- (1) 下水道の整備が終了 ~ 供用開始 **(4月1日)**
- (2) 市から土地所有者に、①受益者・負担金額の仮決定の通知書、②受益者の申告書、③減免・猶予の申請書を送ります。 **(6月中)**
- (3) **受益者から市に、②受益者の申告書、③減免・猶予の申請書(該当する場合)を提出していただきます。(7月中旬)**
- (4) 市から受益者に、提出していただいた内容等に基づき、④受益者負担金の決定通知書、⑤減免・猶予の決定通知書(該当する場合)、⑥納入通知書を送ります。 **(8月中旬)**

Q2 受益者はどのように決めるのですか？

A2 受益者とは基本的に、下水道が整備された区域の土地の所有者ですが、その土地に建っている建物の所有者や建物に住んでいる人が違う場合には、次のように受益者を決めていきます。



Q3 受益者が土地所有者でない場合は、どのような手続きが必要ですか？

A3 受益者の申告書に、ご本人様と、受益者となる方とで連名で押印して、申告書を提出してください。(口頭での受付はできません。)

Q4 亡くなった人宛てに文書が送られてきました。

A4 市では、公簿(登記事項証明書)を基にして文書を出していますので、登記が済んでいないと亡くなった方へ文書が届く場合があります。受益者の申告書に現在の管理者のお名前を書いて、申告書を提出してください。

【3. 負担金の支払】

負担金は、市からお送りした納入通知書でお支払いいただきます。支払回数は、一括払いか、年2回・5年の分割払いのどちらかを選べます。

納期限は、次のとおりとしています。

(1) 一括払いの納期 8月31日

(2) 分割払いの納期 第1期：8月31日 第2期：翌年の2月28日

一括払いの場合は、6%分が報奨金として差し引かれます。負担金が330㎡×390円＝128,700円の場合の支払例は、次のとおりです。

(3) 一括払いの支払例 128,700円－7,700円（▲6%）＝121,000円

(4) 分割払いの支払例 128,700円÷10期（年2回・5年）
＝13,500円（第1期）、12,800円（第2期～）

Q5 口座振替はできますか？

A5 指定の金融機関で行うことができます。（郵便局ではできません。また、コンビニ収納も行っておりませんのでご了承ください。）

【4. 負担金の減免】

公民館や公衆用道路など、地域の皆様が共用する土地にかかる負担金は、負担金を割引（減免）することができます。

（例）地区公民館 → 10割引 公衆用道路 → 10割引

負担金を減免するためには、受益者の申告書と一緒に、減免の申請書を提出してください。（口頭での受付はできません。）

【5. 負担金の徴収猶予】

負担金がかかる土地が、田や畑、空き地や空き家などで下水を流さない場合などは、負担金の支払を止めること（猶予）ができます。

負担金を猶予するためには、受益者の申告書と一緒に、猶予の申請書を提出してください。（口頭での受付はできません。）

Q6 下水道を使わない土地に負担金を賦課するのはなぜか？

A1 下水道を整備・公告をした区域内の土地には、猶予の対象となる土地であっても、負担金を賦課してから、猶予するかたちとなります。手続をして

いただければ、建物が建つことが確認できるまでは猶予となりますので、ご理解をお願いします。

【6. 受益者の変更・猶予の取消】

負担金がかかっている土地が売買などで受益者に変更があった場合は、「公共下水道事業受益者変更届出書」に、元の受益者の方と、新しく受益者となる方とで連署して、久慈市市上下水道部に届出をしてください。売買などにより受益者が自動的に変更になることはありません。

また、負担金の徴収猶予をしている農地を宅地に変更して家を建てる場合などは、猶予が取消となりますので、久慈市上下水道部にお知らせください。（現地確認の結果などにより、市からお知らせをする場合もあります。）

Q7 家を建てて住み始めたら、猶予取消の文書と納入通知書が届いた。どういうことか？

A7 前の土地所有者（受益者）が徴収猶予の手続を取り、負担金の支払を止めていたものです。猶予取消の場合の納入通知書は、新規賦課と同じ8月上旬に送ることになっているため、受益者変更の手続と時期が重なってしまう場合があります。

Q8 負担金を支払済の土地を売る場合、手続は必要ですか？

A8 負担金に関係する手続は、必要ありません。

Q9 受益者を変更した場合、分割払いしていた負担金はどちらが支払うことになりますか？

A9 届出があった日以前が納期となっているものは元の受益者に、届出があった日より後が納期となっているものは新しい受益者に、それぞれお支払いいただきます。

【お問い合わせ先】

〒028-0051 久慈市川崎町8-2

久慈市上下水道部 経営企画課 総務係

電話：0194-52-2189

営業時間 平日8:30～17:15